

改正植物防疫法に基づく総合防除の推進について

【総合防除の考え方】

総合防除は、予防、判断、防除の取組を組み合わせ、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫の発生を抑制する方法。

予 防

病害虫が発生しにくい生産条件の整備

- ・ 健全種苗の使用
- ・ 病害虫の発生源(作物残渣など)の除去
- ・ 抵抗性品種の導入
- ・ 土壌の排水性改善
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理
- ・ 土づくり(堆肥、緑肥の活用)
- ・ 輪作・間作・混作
- ・ 土着天敵を活用した予防
- ・ 防虫ネット、粘着板の設置
- ・ 土壌や培地の消毒
- ・ 化学農薬による予防(種子処理、育苗箱施用など) 等

判 断

防除要否及びタイミングの判断

- ・ 発生予察情報※の活用
- ・ 病害虫や天敵の発生状況の観察 等

※ 発生予察情報とは、国、都道府県が、病害虫の発生状況を調査し、農業者に提供する情報



防 除

多様な防除方法を活用した防除

＜多様な防除資材の活用＞

- ・ 天敵
- ・ 紫外線ライト 等

＜適切な使用方法による防除＞

- ・ 化学農薬のローテーション散布
- ・ ドローン等を活用したピンポイント防除
- ・ 飛散防止ノズルの使用 等

＜その他の物理的防除＞

- ・ 被害を受けた葉、果実等の除去
- ・ 機械除草 等

【総合防除を推進する仕組み(法改正により追加)】

国

● 「総合防除基本指針」の策定(別紙)

* 「指定有害動植物」(注)の総合防除を推進するための基本的な指針を策定

都道府県

● 「総合防除計画」の策定

* 国の基本指針に即して、地域の実情に応じた総合防除の実施に関する計画を策定

● 「遵守事項」の策定

* 必要に応じて、計画の中に農業者が防除に関して遵守すべき事項(「遵守事項」)を定めることができる。

国

都道府県

「発生予察事業」(国が都道府県の協力を得て実施)

農業者等

総合防除の実施

(「異常発生時防除」(国の指示で都道府県が区域、期間等を告示)を含む。)

(注)有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するもの。水稻のいもち病菌、いちごのアブラムシ類など計157種類。

指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針の概要

第1 指定有害動植物の総合防除の推進の意義及び基本的な方向

- 気候変動や、化学農薬への過度の依存による薬剤抵抗性の発達等により、従来の防除体系では防除が困難となるケースが報告。また、令和3年5月に策定・公表された「みどりの食料システム戦略」において、化学農薬使用量(リスク換算)を2050年までに50%低減する旨の目標。
- こうした状況の変化や政策に的確に対応し、引き続き有害動植物のまん延防止及び農作物への損害の発生を軽減していくためには、有害動植物の発生に対して化学農薬による防除措置を行うだけでなく、有害動植物が発生しにくい生産条件の整備により、有害動植物の発生そのものを予防することに重きを置き、有害動植物の発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を有害動植物を防除の基本として、広く農業者に対して普及・推進する必要。

第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項

都道府県が策定する総合防除計画における、総合防除の対象となる指定有害動植物(以下「病虫害」)の種類ごとに、一般的かつ基本的な防除内容等を提示。(有機農業者であっても総合防除に取り組めるよう、化学農薬の使用だけではなく、複数の選択肢を提示。)

総合防除の例(野菜等におけるハスモンヨトウ)

(予防に関する措置)

- 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
- ほ場内や周辺の雑草防除に努める。 等

(判断、防除に関する措置)

- 卵塊や若齢幼虫の群生している葉を見つけ次第、除去する。
- 発生予察情報を参考にほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 等

第3 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項に関する基本的な事項

都道府県が策定する遵守事項の参考となるよう、病虫害の種類ごとに、基本的な防除内容等を提示。(第2と同様に、有機農業者であっても取り組める選択肢を提示。)

遵守事項の例(野菜等におけるハスモンヨトウ)

(予防に関する措置)

- 施設栽培では施設開口部へ防虫ネット等を展張する。
- 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による指定有害動物の発生や被害状況の早期把握に努める。等

(防除に関する措置)

- 被害株や被害果等を速やかに除去し、ほ場外に持ち出すなど適切に処分する。
- 発生量が多い場合には、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による指定有害動物の発生動向の把握を徹底するとともに、駆除又はまん延防止のため、発生部位等の除去、化学農薬による防除等を実施する。

第4 発生予察事業の対象とする指定有害動植物その他当該発生予察事業に関する事項

国は、都道府県の協力を得つつ、気象、農作物の生育等の状況を調査して、病虫害の発生予測とこれに関連する情報を提供する「発生予察事業」を実施。

(水稻のいもち病菌、いちごのアブラムシ類など計148種類を対象。)

第5 異常発生時の基準に関する事項

国が病虫害の異常発生時防除を指示する場合の基準等を明示。

第6 異常発生時防除の内容に関する基本的な事項

都道府県が異常発生時防除の内容を定めるに当たって参考となるよう、基本的な防除内容等を提示。(第2・第3と同様に、有機農業者であっても取り組める選択肢を提示。)

農林水産大臣が指示する異常発生時防除の内容の例(野菜等におけるハスモンヨトウ)

- 早期収穫する。
- 指定有害動物の被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。
- 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

第7 その他必要な事項

国は、総合防除の実施に関する体制整備及び人材育成に努める。また、少なくとも5年ごとに本総合防除基本指針の見直しを行う。